

第4回智頭町議会定例会会議録

平成26年12月18日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案第 96号 専決処分について
- 第 3. 議案第 97号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第6号）
- 第 4. 議案第 98号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 5. 議案第 99号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 6. 議案第100号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7. 議案第101号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 8. 議案第102号 智頭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 9. 議案第103号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第10. 議案第104号 智頭町ふるさと基金条例の一部改正について
- 第11. 議案第105号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第12. 議案第106号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第13. 議案第107号 智頭町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第14. 議案第108号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第15. 議案第109号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第16. 議案第110号 字の区域の変更について
- 第17. 陳情について

- 第 18. 発議第 8 号 平成 27 年度事業方針に係る政策提言について
- 第 19. 発議第 9 号 行政評価システム導入にむけた特別委員会設置について
- 第 20. 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について
- 第 21. 閉会中の継続調査の申し出について
- 第 22. 議員派遣について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案第 96 号 専決処分について
- 第 3. 議案第 97 号 平成 26 年度智頭町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 4. 議案第 98 号 平成 26 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5. 議案第 99 号 平成 26 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 6. 議案第 100 号 平成 26 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 7. 議案第 101 号 平成 26 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 8. 議案第 102 号 智頭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 9. 議案第 103 号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 10. 議案第 104 号 智頭町ふるさと基金条例の一部改正について
- 第 11. 議案第 105 号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 12. 議案第 106 号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第 13. 議案第 107 号 智頭町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 14. 議案第 108 号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 15. 議案第 109 号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の

変更について

第16. 議案第110号 字の区域の変更について

第17. 陳情について

第18. 発議第8号 平成27年度事業方針に係る政策提言について

第19. 発議第9号 行政評価システム導入にむけた特別委員会設置について

第20. 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について

第21. 閉会中の継続調査の申し出について

第22. 議員派遣について

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 大河原 昭 洋	2番 高 橋 達 也
3番 大 藤 克 紀	4番 岩 本 富美男
5番 中 野 ゆかり	6番 平 尾 節 世
7番 岸 本 眞一郎	8番 徳 永 英太郎
9番 石 谷 政 輝	10番 酒 本 敏 興
11番 南 肇	12番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（17名）

町 長	寺 谷 誠一郎
副 町 長	金 児 英 夫
教 育 長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者	安 藤 嘉 美
総 務 課 長	葉 狩 一 樹
企 画 課 長	岡 田 光 弘
税 務 住 民 課 長	矢 部 整
教 育 課 長	西 沖 和 己
地 域 整 備 課 長	安 藤 充 憲
山 村 再 生 課 長	上 月 光 則
地 籍 調 査 課 長	草 刈 英 人

福 祉 課 長	國 政 昭 子
税務住民課参事兼水道課長	藤 森 啓 次
福 祉 課 参 事	江 口 礼 子
福 祉 課 参 事	小 谷 いず美
会 計 課 長	寺 坂 英 之
病 院 事 務 次 長	寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	河 村 実 則
書 記	塚 越 奈緒子

開 会 午前10時00分

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、大藤克紀議員、4番、岩本富美男議員を指名します。

日程第2. 議案第96号

○議長（谷口雅人） 日程第2、議案第96号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第96号 専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第3. 議案第97号

○議長(谷口雅人) 日程第3、議案第97号 平成26年度智頭町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第97号 平成26年度智頭町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第98号

○議長(谷口雅人) 日程第4、議案第98号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第98号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第99号

○議長(谷口雅人) 日程第5、議案第99号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第99号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第100号

○議長(谷口雅人) 日程第6、議案第100号 平成26年度智頭町農業集落

排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第100号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第101号

○議長（谷口雅人） 日程第7、議案第101号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第101号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8．議案第 102 号

○議長（谷口雅人） 日程第 8、議案第 102 号 智頭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第 102 号 智頭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11 名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9．議案第 103 号

○議長（谷口雅人） 日程第 9、議案第 103 号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第 103 号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11 名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第104号

○議長（谷口雅人） 日程第10、議案第104号 智頭町ふるさと基金条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第104号 智頭町ふるさと基金条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第105号

○議長（谷口雅人） 日程第11、議案第105号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第105号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第106号

○議長(谷口雅人) 日程第12、議案第106号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第106号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第107号

○議長(谷口雅人) 日程第13、議案第107号 智頭町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第107号 智頭町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第108号

○議長(谷口雅人) 日程第14、議案第108号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第108号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第109号

○議長(谷口雅人) 日程第15、議案第109号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第109号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第16. 議案第110号

○議長(谷口雅人) 日程第16、議案第110号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第110号 字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 陳情について

○議長(谷口雅人) 日程第17、陳情についてを議題とします。

12月10日の議会において各常任委員会に付託した陳情について審査が終了した旨、報告がありましたので、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

9番、石谷政輝議員。

○9番（石谷政輝） 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

12月10日に本会議において付託を受けた陳情について、12月15日、委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第18号 要望書は採択、陳情第21号 恋山形駅への公衆トイレ設置に関する要望書は採択、陳情第22号 案内看板、観光看板整備等に関する陳情書は趣旨採択、陳情第24号 要望書は採択、陳情第25号 陳情書は採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

委員長の報告は、陳情第18号 要望書は採択、陳情第21号 恋山形駅への公衆トイレ設置に関する要望書は採択、陳情第22号 案内看板、観光看板整備等に関する陳情書は趣旨採択、陳情第24号 要望書は採択、陳情第25号 陳情書は採択です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長の報告を求めます。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

12月10日に本会議において付託を受けた陳情について、12月12日、委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第17号 町道下向線改良工事に関する陳情書は採択、陳情第19号 平成27年度森林・林業予算に関する要望書は採択、陳情第20号 陳情書は採択、陳情第23号 河原町地内道路整備等に関する陳情書は採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

委員長の報告は、陳情第17号 町道下向線改良工事に関する陳情書は採択、陳情第19号 平成27年度森林・林業予算に関する要望書は採択、陳情第20号 陳情書は採択、陳情第23号 河原町地内道路整備等に関する陳情書は採択です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり決定しました。

日程第18．発議第8号

○議長（谷口雅人） 日程第18、発議第8号 平成27年度事業方針に係る政

策提言についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 発議第8号 平成27年度事業方針に係る政策提言について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項に規定により提出いたします。

平成27年度事業方針に係る政策提言。平成27年度の予算編成に向けて、下記の事業・施策のさらなる充実、強化を図られるよう提言します。

記。1、定住促進について。若者定住対策として、長期プランに具体的な目標を設定し、これを推進すること。

2、商工労働対策について。（イ）光ケーブルを活用した企業誘致などを積極的に推進すること。（ロ）地元企業や商店の育成支援を推進すること。（ハ）未利用の町有資産を早急に活用すること。

3、観光振興を推進すること。

4、本町の特色を生かした教育の推進。

5、空き家対策に関する条例等の早急な整備をすること。

6、地域包括システムの構築に向けた智頭病院の先導的役割の実施。（イ）検診率の向上と介護予防事業の充実。（ロ）福祉事業の民間委託推進と人材育成支援の充実。（ハ）持続的病院経営のための財源とスタッフの確保。

7、農地の保全と農家所得安定化対策。（イ）生産者・グループの育成支援と集落営農促進、農地中間管理事業の促進。（ロ）農産物、特産物の開発と販売システム構築。（ハ）有害鳥獣対策の強化と肉資源の活用。

8、智頭林業の再生に向けた独自政策の強化、（イ）低コスト林業実現のための団地化促進と路網整備の拡充。（ロ）自伐林家を含めた林業後継者育成支援。

（ハ）林産材の開発と販売強化。

9、道路、橋梁、砂防、護岸等の地域整備事業の充実。

10、民間との連携強化による地籍調査事業の促進。

以上、10項目について政策提言をいたします。平成26年12月18日。智頭町長 寺谷誠一郎様。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終わります。

これから、発議第8号 平成27年度事業方針に係る政策提言についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 発議第9号

○議長(谷口雅人) 日程第19、発議第9号 行政評価システム導入にむけた特別委員会設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、酒本敏興議員。

○10番(酒本敏興) 行政評価システム導入にむけた特別委員会設置について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により発議します。

目的。本町では単独町制を確実にし、地方分権時代に対応するため「自立と持続」を目指す新しい町づくりを進めている。

そのためには、事業の選択・重点化と財源の有効配分、創意工夫が必要であり、総合計画や行政改革において「行政評価システム」の導入に取り組むことが必定であり、この機会に、その目的や推進体制・活用方法等について検討するため、地方自治法第110条及び智頭町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で検討する特別委員会を設置し、本町にふさわしい評価システムを構築する。

2、委員の定数。議員全員12人。

3、設置期間。行政評価システム導入までとし、議会閉会中も継続して調査を行うものとするが、おおむね6月末とする。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終わります。

これから、発議第9号 行政評価システム導入にむけた特別委員会設置についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時28分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました行政評価システム導入にむけた特別委員会設置については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の名簿のとおり、選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時29分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政評価システム導入にむけた特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたので、ご報告します。

委員長に酒本敏興議員、副委員長に平尾節世議員、以上のとおりです。

なお、本案は、委員長より調査終了まで閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長の申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第20．輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について

○議長（谷口雅人） 日程第20、輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果についてを議題とします。

特別委員長より、調査報告書が提出されています。

輝くまちづくり調査特別委員長の報告を求めます。

9番、石谷政輝議員。

○9番（石谷政輝） 本年度9月定例会で設置された輝くまちづくり調査特別委員会の調査が終了したので、報告します。

輝くまちづくり調査特別委員会調査報告書。本委員会に付託された調査事件について、調査の報告を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

1、調査年月日。平成26年11月18日から20日まで。

2、調査地。（1）東京都千代田区永田町、衆・参議院会館。（2）福島県南相馬市原町、被災地、原町小高区、南相馬ソーラー・アグリパーク。（3）福島市飯野町字後川10番地の2、飯舘村役場飯野出張所。（4）福島県福島市栄町11-25、復興庁福島復興局。

3、調査の目的。防災対策について、東北大震災の教訓から学ぶ。

4、調査の内容。（1）鳥取県選出国會議員に対する要望活動。（2）被災地の現状と復興についての取り組み。

5、参加者。議員12人、事務局職員1人。

6、調査の概要。（1）鳥取県選出国會議員に対する要望活動。過疎化・高齢化が進み、税収も減少する財政基盤の脆弱な智頭町が、安定的で持続可能な町政運営ができるよう、地方交付税の総額確保と不採算地区病院に対する特別交付税の増額や、地域の実態に応じた少子化対策、移住促進、コミュニティーの再構築等に必要な財政支援と規制緩和など、格段のご配慮をお願いするという要望書を3人の県選出国會議員に手渡した。

その中で、石破地方創生担当大臣から、地方創生に関する自治体の総合戦略を早く立てる必要性についての話が印象的だった。これは、既に本町が行っている提案型の行政モデルの国政版であり、今度は本町が国に対して地域経営の戦略を立て、活力と魅力のある町づくりの重要性を再認識するものであった。

（2）被災地の現状と復興についての取り組みについて。

福島県の東日本大震災による人的被害は死者1,166人、行方不明者204人であったが、二次的被害とも言える震災関連死が1,704人と、直接死亡者数を上回った。また、平成26年10月現在の避難者数は県内8万人、県外4.6万人、計12.6万人もの人が避難生活を送っている。

調査地の一つ、南相馬市は太平洋沿岸に面し、大地震、大津波に見舞われ、さらに、市の一部が原発から10キロ圏内に入り、居住制限区域、避難指示解除準備区域となるなど、トリプル被害を受けた。災害ボランティアガイドの神田さんに小高地区を中心に案内を受けたが、地震による倒壊家屋の撤去で更地が虫食い状態の住宅地、そして海岸から1キロの内陸に入った地点の鉄骨がむき出しになった津波被害の自動車修理工場など、現地に身を置いて実感した震災のすごさに立ちすくむ思いがした。

福島の震災被害の最大特異現象は、福島第一原発の放射能汚染である。南相馬市もそうであったが、原発から30キロ以上離れた飯舘村は全村が計画的避難区域に指定された。原発事故発生当時の風向きによって、20から100マイクロシーベルト超の汚染を受けたからである。まさに、不運としか言いようのない被害であった。

南相馬市に向かう途中に飯舘村を通過した時に見た除染作業の異様さは、全く経験したことのないものだった。農地を地表から10センチはぎ取り、黒色のフレキシブルコンテナに入れ、仮中間貯蔵としていたが、どこもかしこも袋の山であった。さらに、林地内も草や堆積物を除去しており、現在、村外から約7,500人が作業しているとのことだが、これは一体いつになったら除染が終了するのか見当もつかない状況であった。

また、南相馬ソーラー・アグリパークは津波被災地2.4ヘクタールを活用し、福島の子どもたちが未曾有の被災体験を通して、全国からの支援への感謝と自分も人のために役立つ大人になりたいという気持ちを身につけ、復興を担う人材に成長していくための新しい体験学習の仕組みとして、復興事業で整備されていた。体験施設について感じたことは、ソーラーパネルによる電気の発生状況や水力発電の体験をすることによって、自然エネルギー活用大切さをみずからの体験で認識できる施設だった。

視察最終日に、福島市内に避難している飯舘村役場飯野町出張所で、菅野典雄村長、大谷友孝村議会議長から、村の状況や今後の見通しについて話を伺った。10月現在の村民の避難先は県内6,125人、県外480人であるが、菅野村長が一番心配されていたのは、普通の災害と違い、汚染ゼロに戻すまでの除染が長期化することで避難解除後に帰村する人が30%ぐらいになるのではないかといいものだった。一番の理由は健康面に対する不安、次に生活に対する不安だとのこと。今後については、放射線量ゼロに向かって進み、避難をしている人たちのコミュニティが分断されないようにし、できるだけ多くの人に帰村してもらえようようにしたいとの話だった。

次に、国の復興庁福島復興局で、福島復興の歩みと復興加速への取り組みについて豊島厚二復興局次長から話を伺った。現時点の一番大きな取り組みは、原子力被害からの復興であった。除染を進め、非難解除区域への帰還を加速すること。直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全を柱とし、さらに、長期避難者のための復興公営住宅の整備、農水産物の風評対策強化や、復興特区制度による企業支援等の説明を受けた。

7、まとめ。今回、福島県内の東日本大震災の被災地の現状と復興に向けた取り組みへの調査で思い知ったのは、自然災害に対する被害の想定に対する甘さ、よく言われる想定外の規模の言葉と原発への安全神話の過信に対するしっぺ返し

の大きさ、被災者一人一人の思いにいかに関わり添って復旧・復興をすることが地域の再生に結びつくことになると再認識した。

自然災害の少ない鳥取県や智頭町ではあるが、近年の異常気象による集中豪雨による洪水、土石流等の災害の危険性は非常に高くなっている今日、本町においても防災・減災等のハード面整備や、ハザードマップ・ふれあいサポートマップ作成等のソフト面の充実を図り、町民の生命・財産を守るといふ、行政にとって一番大事な使命を全うすることの大切さを痛感した次第である。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで、輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果の報告を終わります。

日程第 2 1. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷口雅人） 日程第 2 1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長より、閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りします。

各委員会の委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 2 2. 議員派遣について

○議長（谷口雅人） 日程第 2 2、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第4回智頭町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時42分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成26年12月18日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 大 藤 克 紀

智頭町議会議員 岩 本 富 美 男